

議題

広保医第281号

平成31年1月7日

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会

委員長 秋山 實利 様

広島市長 松井 一 實

(健康福祉局保健部医療政策課)



地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更に係る認可について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき、法人から別添のとおり認可申請がありましたので、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例第2条第1号の規定により認可に当たっての意見を求めます。

広病第379号

平成30年12月26日

広島市長 松井一實様

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本正之



地方独立行政法人広島市立病院機構第2期中期計画変更の認可申請について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の一部を変更したいので、認可を申請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構第2期中期計画の変更認可申請について

1 変更の理由

消費税法の改正に伴い、地方独立行政法人広島市立病院機構の中期計画の料金に関する事項について、料金を改定するほか、所要の変更を行うものである。

2 変更の内容

(1) 消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴う料金の改定

(2) その他規定の整備

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 変更期日

2の(1)に係る変更については、平成31年10月1日からとし、2の(2)に係る変更については、平成31年4月1日からとする。

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画案 新旧対照表

修正前	修正後
<p>第11 料金に関する事項</p> <p>1 料金</p> <p>病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。</p> <p>(1) 使用料</p> <p>ア 特別病室差額使用料 別表第1の(1)及び(2)に定める額</p> <p>イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。）</p> <p>⑦ 医科 <u>5,400円</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下(1)において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、5,000円）</p> <p>⑧ 歯科 <u>3,240円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、3,000円）</p> <p>ウ 再診患者加算料（他の病院（<u>一般病床の数が500未満</u>であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。）</p> <p>⑦ 医科 <u>2,700円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、2,500円）</p> <p>⑧ 歯科 <u>1,620円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、1,500円）</p> <p>エ 新生児室使用料 1日につき 2,400円</p> <p>オ 分べん料 1件につき 115,000円（時間外の場合は、2割増とする。）ただし、平成30年10月1日以後における分べんについては別表第2に定める額とする。</p> <p>カ セカンドオピニオン料（他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が、当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。）1件につき 相談時間が30分までは<u>10,800円</u>、30分を超える場合は<u>10,800円</u>に30分を超える部分につき30分までごとに<u>3,700円</u>を加算した額</p> <p>キ 自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額</p> <p>ク 駐車料金 1台につき 別表第3の(1)及び(2)に定める額</p> <p>(2) 手数料</p> <p>ア 普通診断書料 1通につき <u>1,330円</u></p> <p>イ 特別診断書料 1通につき 別表第4に定める額</p> <p>ウ 証明書料 1通につき 370円</p> <p>2 前記1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定による療養の給付の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定によ</p>	<p>第11 料金に関する事項</p> <p>1 料金</p> <p>病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。</p> <p>(1) 使用料</p> <p>ア 特別病室差額使用料 別表第1の(1)、(2)及び(3)に定める額</p> <p>イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。）</p> <p>⑦ 医科 <u>5,500円</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下(1)において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、5,000円）</p> <p>⑧ 歯科 <u>3,300円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、3,000円）</p> <p>ウ 再診患者加算料（他の病院（<u>許可病床の数が400未満</u>であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。）</p> <p>⑦ 医科 <u>2,750円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、2,500円）</p> <p>⑧ 歯科 <u>1,650円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、1,500円）</p> <p>エ 新生児室使用料 1日につき 2,400円</p> <p>オ 分べん料 1件につき 115,000円（時間外の場合は、2割増とする。）ただし、平成30年10月1日以後における分べんについては別表第2に定める額とする。</p> <p>カ セカンドオピニオン料（他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が、当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。）1件につき 相談時間が30分までは<u>11,000円</u>、30分を超える場合は<u>11,000円</u>に30分を超える部分につき30分までごとに<u>3,760円</u>を加算した額</p> <p>キ 自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額</p> <p>ク 駐車料金 1台につき 別表第3の(1)及び(2)に定める額</p> <p>(2) 手数料</p> <p>ア 普通診断書料 1通につき <u>1,350円</u></p> <p>イ 特別診断書料 1通につき 別表第4の(1)及び(2)に定める額</p> <p>ウ 証明書料 1通につき 370円</p> <p>2 前記1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定による療養の給付の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定に</p>

修正前

る診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）に基づいて算定した額

- (2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）の規定による損害賠償の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に基づいて算定した額又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定基準」という。）に基づいて算定した額に1.5を乗じて得た額
- (3) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額
 ア 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）に基づいて算定した額（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては、それぞれ算定した額に1.5を乗じて得た額）
 イ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）に、1点につき10円（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては、15円）を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
- (4) 人間ドック料
 ア 外来ドック（子宮がん検査なし） 1回につき 38,800円
 イ 外来ドック（子宮がん検査あり） 1回につき 42,800円
- (5) 避妊リング挿入料 1回につき 27,300円
- (6) 避妊リング除去料 1回につき 10,900円
- (7) 人工授精料 1回につき 9,800円
- (8) 新生児介補料 1日につき 3,810円
- (9) 前記(1)から(8)まで以外のもの
 算定方法若しくは算定基準に準じて算定した額又は実費を基準にして定めた額

3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができます。

別表第1（特別病室差額使用料関係）

- (1) 平成30年4月1日から同年9月30日まで
 ア 広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院

区分	単位	金額	
		一般	妊産婦
特室1	1日につき	13,400円	12,460円
特室2	1日につき	12,800円	11,830円
特室3	1日につき	12,300円	11,360円
特室4	1日につき	11,900円	10,970円
特室5	1日につき	11,000円	10,200円
特室6	1日につき	8,600円	7,960円
特室7	1日につき	7,700円	7,140円

修正後

よる診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）に基づいて算定した額

- (2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）の規定による損害賠償の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に基づいて算定した額又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定基準」という。）に基づいて算定した額に1.5を乗じて得た額
- (3) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額
 ア 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）に基づいて算定した額（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては、それぞれ算定した額に1.5を乗じて得た額）
 イ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）に、1点につき10円（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては、15円）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
- (4) 人間ドック料
 ア 外来ドック（子宮がん検査なし） 1回につき 39,500円
 イ 外来ドック（子宮がん検査あり） 1回につき 43,500円
- (5) 避妊リング挿入料 1回につき 27,800円
- (6) 避妊リング除去料 1回につき 11,100円
- (7) 人工授精料 1回につき 9,900円
- (8) 新生児介補料 1日につき 3,810円
- (9) 前記(1)から(8)まで以外のもの
 算定方法若しくは算定基準に準じて算定した額又は実費を基準にして定めた額

3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができます。

別表第1（特別病室差額使用料関係）

- (1) 平成30年4月1日から同年9月30日まで
 ア 広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院

区分	単位	金額	
		一般	妊産婦
特室1	1日につき	13,400円	12,460円
特室2	1日につき	12,800円	11,830円
特室3	1日につき	12,300円	11,360円
特室4	1日につき	11,900円	10,970円
特室5	1日につき	11,000円	10,200円
特室6	1日につき	8,600円	7,960円
特室7	1日につき	7,700円	7,140円

修正前				修正後			
特室8	1日につき	6,500円	6,090円	特室8	1日につき	6,500円	6,090円
特室9	1日につき	6,400円	6,000円	特室9	1日につき	6,400円	6,000円
特室10	1日につき	6,200円	5,850円	特室10	1日につき	6,200円	5,850円
特室11	1日につき	5,800円	5,390円	特室11	1日につき	5,800円	5,390円
特室12	1日につき	5,500円	5,110円	特室12	1日につき	5,500円	5,110円
特室13	1日につき	5,200円	4,800円	特室13	1日につき	5,200円	4,800円
特室14	1日につき	4,800円	4,430円	特室14	1日につき	4,800円	4,430円
特室15	1日につき	4,700円	4,350円	特室15	1日につき	4,700円	4,350円
特室16	1日につき	4,600円	4,200円	特室16	1日につき	4,600円	4,200円
特室17	1日につき	4,500円	4,140円	特室17	1日につき	4,500円	4,140円
特室18	1日につき	3,900円	3,610円	特室18	1日につき	3,900円	3,610円
特室19	1日につき	1,330円	1,166円	特室19	1日につき	1,330円	1,166円

イ リハビリテーション病院

区分	単位	金額
111号室から118号室まで及び211号室から218号室まで	1日につき	4,400円
120号室及び220号室	1日につき	11,400円

(2) 平成30年10月1日以後

広島市民病院, 安佐市民病院, 舟入市民病院, リハビリテーション病院

区分	単位	金額			
		一般	妊産婦		
広島市民病院	東棟	特室1	1日につき 20,100円	18,610円	
		特室2	1日につき 18,500円	17,130円	
		特室3	1日につき 11,600円	10,740円	
		特室4	1日につき 9,600円	8,890円	
		特室5	1日につき 7,800円	7,220円	
		特室6	1日につき 5,600円	5,190円	
	西棟	特室1	1日につき 19,200円	17,780円	
		特室2	1日につき 8,700円	8,060円	
		中央棟	特室1	1日につき 16,500円	15,280円
			特室2	1日につき 12,900円	11,940円
特室3	1日につき 7,500円		6,940円		
安佐市民病院	特室1	1日につき 13,400円	12,460円		
	特室2	1日につき 11,900円	10,970円		
	特室3	1日につき 11,000円	10,200円		
	特室4	1日につき 8,600円	7,960円		
	特室5	1日につき 5,500円	5,110円		
	特室6	1日につき 4,700円	4,350円		
	特室7	1日につき 3,900円	3,610円		
	特室8	1日につき 1,330円	1,166円		
舟入市民病院	特室1	1日につき 6,500円	—		
	特室2	1日につき 5,500円	—		
	特室3	1日につき 4,800円	—		

イ リハビリテーション病院

区分	単位	金額
111号室から118号室まで及び211号室から218号室まで	1日につき	4,400円
120号室及び220号室	1日につき	11,400円

(2) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで

区分	単位	金額			
		一般	妊産婦		
広島市民病院	東棟	特室1	1日につき 20,100円	18,610円	
		特室2	1日につき 18,500円	17,130円	
		特室3	1日につき 11,600円	10,740円	
		特室4	1日につき 9,600円	8,890円	
		特室5	1日につき 7,800円	7,220円	
		特室6	1日につき 5,600円	5,190円	
	西棟	特室1	1日につき 19,200円	17,780円	
		特室2	1日につき 8,700円	8,060円	
		中央棟	特室1	1日につき 16,500円	15,280円
			特室2	1日につき 12,900円	11,940円
			特室3	1日につき 7,500円	6,940円
			安佐市民病院	特室1	1日につき 13,400円
特室2	1日につき 11,900円			10,970円	
特室3	1日につき 11,000円			10,200円	
特室4	1日につき 8,600円	7,960円			
特室5	1日につき 5,500円	5,110円			
特室6	1日につき 4,700円	4,350円			
特室7	1日につき 3,900円	3,610円			
特室8	1日につき 1,330円	1,166円			
舟入市民病院	特室1	1日につき 6,500円	—		
	特室2	1日につき 5,500円	—		
	特室3	1日につき 4,800円	—		
	特室4	1日につき 4,500円	—		

修正前

リハビリテーション病院	特室4	1日につき	4,500円	-
	特室1	1日につき	4,400円	-
	特室2	1日につき	11,400円	-

修正後

リハビリテーション病院	特室1	1日につき	4,400円	-
	特室2	1日につき	11,400円	-

(3) 平成31年10月1日以後

区分	単位	金額			
		一般	妊産婦		
広島市民病院	東棟	特室1	1日につき	20,400円	18,610円
		特室2	1日につき	18,800円	17,130円
		特室3	1日につき	11,800円	10,740円
		特室4	1日につき	9,700円	8,890円
		特室5	1日につき	7,900円	7,220円
		特室6	1日につき	5,700円	5,190円
	西棟	特室1	1日につき	19,500円	17,780円
		特室2	1日につき	8,800円	8,060円
		中央棟	特室1	1日につき	16,800円
安佐市民病院	中央棟	特室2	1日につき	13,100円	11,940円
		特室3	1日につき	7,600円	6,940円
		特室1	1日につき	13,600円	12,460円
		特室2	1日につき	12,100円	10,970円
		特室3	1日につき	11,200円	10,200円
		特室4	1日につき	8,700円	7,960円
		特室5	1日につき	5,600円	5,110円
		特室6	1日につき	4,780円	4,350円
舟入市民病院	中央棟	特室7	1日につき	3,970円	3,610円
		特室8	1日につき	1,350円	1,166円
		特室1	1日につき	6,600円	-
		特室2	1日につき	5,600円	-
リハビリテーション病院	中央棟	特室3	1日につき	4,880円	-
		特室4	1日につき	4,580円	-
		特室1	1日につき	4,480円	-
		特室2	1日につき	11,600円	-

別表第2 (分べん料関係)

区分	単位	金額
広島市民病院	時間内	162,000円
	時間外(休日・深夜を除く。)	195,000円
	休日・深夜	227,000円
安佐市民病院	時間内	115,000円
	時間外(休日・深夜を除く。)	138,000円
	休日・深夜	161,000円

(注1) 分べん料は、出生した時間の属する時間区分の金額を適用する。

(注2) この表において、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までをいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいい、「時間内」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、「時間外」とは時間内、休日及び深夜の時間帯以外の間をいう。

別表第2 (分べん料関係)

区分	単位	金額
広島市民病院	時間内	162,000円
	時間外(休日・深夜を除く。)	195,000円
	休日・深夜	227,000円
安佐市民病院	時間内	115,000円
	時間外(休日・深夜を除く。)	138,000円
	休日・深夜	161,000円

(注1) 分べん料は、出生した時間の属する時間区分の金額を適用する。

(注2) この表において、「休日」とは広島市の休日定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいい、「時間内」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、「時間外」とは時間内、休日及び深夜の時間帯以外の間をいう。

修正前

別表第3 (駐車料金関係)

(1) 平成30年4月1日から同年6月30日まで

区分		金額
見舞いに来た者等	広島市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分までごとに50円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注1) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

(注2) 病院の受診者(入院患者を除く。)若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人が駐車する場合にあっては、この表の規定にかかわらず、駐車料金は無料とする。

(2) 平成30年7月1日以後

区分		金額
病院の受診者(入院患者を除く。)若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人	広島市民病院	60分を超える場合は、入構後24時間まで300円
	安佐市民病院	無料
	舟入市民病院	無料
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	無料
見舞いに来た者等	広島市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見

修正後

別表第3 (駐車料金関係)

(1) 平成30年4月1日から同年6月30日まで

区分		金額
見舞いに来た者等	広島市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分までごとに50円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注1) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

(注2) 病院の受診者(入院患者を除く。)若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人が駐車する場合にあっては、この表の規定にかかわらず、駐車料金は無料とする。

(2) 平成30年7月1日以後

区分		金額
病院の受診者(入院患者を除く。)若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人	広島市民病院	60分を超える場合は、入構後24時間まで300円
	安佐市民病院	無料
	舟入市民病院	無料
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	無料
見舞いに来た者等	広島市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見

修正前

舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

別表第4（特別診断書料関係）

区分	単位	金額
①身体検査書	1通につき	1,950円
②死亡診断書	1通につき（ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに1,330円を加算する。）	1,950円
③休業用診断書	1通につき	1,950円
④入学用診断書	1通につき	1,950円
①～④に準ずるもの	1通につき	1,950円
自賠法に係る診療明細書	1通につき	1,950円
身体障害者診断書	1通につき	1,950円
⑤自賠法に係る診断書	1通につき	4,000円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	4,000円
⑦保険会社に提出する入院療養証明書	1通につき	4,000円
⑧厚生年金、国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	4,000円
⑤～⑧に準ずるもの	1通につき	4,000円

修正後

舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

別表第4（特別診断書料関係）

(1) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで

区分	単位	金額
①身体検査書	1通につき	1,950円
②死亡診断書	1通につき（ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに1,330円を加算する。）	1,950円
③休業用診断書	1通につき	1,950円
④入学用診断書	1通につき	1,950円
①～④に準ずるもの	1通につき	1,950円
自賠法に係る診療明細書	1通につき	1,950円
身体障害者診断書	1通につき	1,950円
⑤自賠法に係る診断書	1通につき	4,000円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	4,000円
⑦保険会社に提出する入院療養証明書	1通につき	4,000円
⑧厚生年金、国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	4,000円
⑤～⑧に準ずるもの	1通につき	4,000円

(2) 平成31年10月1日以後

区分	単位	金額
①身体検査書	1通につき	1,980円
②死亡診断書	1通につき（ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに1,350円を加算する。）	1,980円
③休業用診断書	1通につき	1,980円
④入学用診断書	1通につき	1,980円
①～④に準ずるもの	1通につき	1,980円
自賠法に係る診療明細書	1通につき	1,980円
身体障害者診断書	1通につき	1,980円
⑤自賠法に係る診断書	1通につき	4,070円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	4,070円
⑦保険会社に提出する入院療養証明	1通につき	4,070円

修正前	修正後		
	書		
	⑧厚生年金, 国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	4,070円
	⑤~⑧に準ずるもの	1通につき	4,070円